

騒音・振動に係る規制基準

区域区分	第1種・第2種・第3種区域 および第4種区域の一部	第4種区域（一部を除く。）	基準の 適用除外
基準値	敷地境界線において 騒音 85デシベル 振動 75デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	①②③④
作業時間	1日 10時間以内	1日 14時間以内	①②
作業期間	連続6日を超えないこと		①②
作業禁止日	日曜日、その他の休日		①②③④⑤

1 区域区分

- 第1種区域……………第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域の区域
- 第2種区域……………第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域の区域
- 第3種区域……………近隣商業地域、商業地域および準工業地域（ただし、大阪国際空港
の敷地を除く。）の区域
- 第4種区域の一部……工業地域の区域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるため
の施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲
100mの区域内の区域
- 第4種区域……………工業地域の区域のうち上記区域以外の区域

2 規制基準の適用除外

- ① 災害その他非常の事態の発生により緊急の必要がある場合
- ② 人の生命または身体の危険防止のため必要がある場合
- ③ 鉄道または軌道の正常な運行の確保のため必要がある場合
- ④ 道路法による占用許可および協議ならびに道路交通法による使用許可および協議に条件
が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ建設作業従
事者の生命または身体の安全が確保できないため必要がある場合

3 改善勧告（命令）

指定(特定)建設作業に伴って発生する騒音・振動が規制基準を超えることにより、周辺住民の生活環境が著しく阻害されていると認められているときは、騒音・振動の防止の方法、作業時間の短縮等について、改善勧告、改善命令することがあります。

* 建設工事から発生する騒音・振動については、その大きさが規制されています。

* 規制基準を超えるときは、騒音・振動の防止措置を講じてください。